

プレスリリース

東北2田子地区樹木採取区における樹木採取権者の公募について

令和3年10月7日

東北森林管理局

令和3年9月6日付けで指定した東北2田子地区樹木採取区において、樹木採取権の設定を受けることを希望する者を公募します。

1. 公募の内容

(1) 公募を行う樹木採取区

東北2田子地区樹木採取区

令和3年9月6日付け公示のとおり

(<https://www.rinya.maff.go.jp/tohoku/policy/business/saisyuken.html>)

(2) 樹木採取権の存続期間

樹木採取権の設定の日から8年

(3) 公募期間

令和3年10月7日(木)～令和4年1月21日(金) 17時00分まで(必着)

※公募の詳細は、「東北2田子地区樹木採取区における樹木採取権の設定を受けることを希望する者の公募要項(以下、URL)」をご確認ください。

(<https://www.rinya.maff.go.jp/tohoku/policy/business/saisyuken.html>)

また、申請書の提出に当たっては、必要書類の添付漏れを防ぐ目的のために「樹木採取権設定申請書チェックリスト」と一緒に提出するようお願いします。

2. 事業者向け説明会の開催

(1) 開催日時・集合、開催場所

① 現地説明会

開催日時：令和3年10月21日(木) 13時00分～15時30分

受付時間：13時00分～

集合場所：田子町 農村環境改善センター(上郷公民館)

〒039-0317

青森県三戸郡田子町山口道前8

② 公募要項等に関する説明会

開催日時：令和3年10月22日（金）9時15分～12時00分

受付時間：9時00分～

開催場所：十和田市民センター（生涯学習センター）

〒034-0083

青森県十和田市西三番町2-1

(2) 申込の受付期限

令和3年10月15日（金）17時00分まで（必着）

(3) 申込方法等

「東北2田子地区樹木採取区における樹木採取権の設定を受けることを希望する者の公募要項」のVの1をご確認ください。

(4) その他

① 新型コロナウイルス感染症への対策

1社からの参加を2名までと制限させていただきます。

また、令和3年9月30日に解除された緊急事態宣言区域及びまん延防止等重点措置区域から参加される方については、解除後ではあります感染拡大防止のためPCR検査を受け陰性であることを確認したうえでの参加にご協力をお願いします。

② 現地説明会の留意点

現地説明会の移動は、参加者の自家用車にてお願いします。

通行する林道は、水道管工事のため道幅が狭くなっておりますので、ご注意ください。（乗用車の通行に支障はありません。）

お問い合わせ先

林野庁 東北森林管理局 森林整備部 資源活用課



担当者：春日 正人

電話：018-836-2149（直通）

FAX：018-836-3594

林野庁